

神奈川県剣道連盟 各支部長殿

平成27年2月12日  
神奈川県剣道連盟

## ＜ 剣道（級・段・称号）審査関係について ＞

1. 剣道＜級審査＞に関して	
全剣連 剣道級位審査規則	P 1
「木刀による剣道基本技稽古法」 県剣道連盟	P 2
2. 剣道＜段審査＞に関して	
全剣連 剣道段位審査規則(抜粋)	P 4
平成23年＜東日本大震災＞に関連する 段位登録年月日について	P 5
神奈川県昇段審査会 学科問題・日程(初段～五段)	P 6
申し込み短冊 ①様式 (初段～五段)	P 8
申し込み短冊 ②様式 (六段～八段・称号)	P 9
受審理由書 (前段を他府県で取得した方)	P 10
四段・五段 特別推薦書	P 11
申し込み連名簿	P 12
3. 剣道＜称号審査＞に関して	
全剣連 剣道称号審査規則(抜粋)	P 13
称号 神奈川県審査会 受審要項	P 14
剣道錬士・教士審査会 受審申告書(県剣連会長宛)	P 16
教士受審申請書(本人用)	P 17
錬士受審申請書(本人用)	P 18
錬士受審申請書(本人用) 特例錬士用	P 19
錬士候補推薦書 特例錬士用	P 20
4. 審査関係 金額及び振込口座番号	P 21
5. 免状・段位取得証明書	P 23

以上

級位審査規程（昭和51年4月1日施行）の全部を改正する。

## （目的）

第1条 財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）は、剣道の理念及び全剣連の寄附行為に基づき、級位の審査及び授与について定める。

## （級位及び付与基準）

第2条 級位は、一級から三級までとする。ただし、全剣連の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が、四級以下の級位を定めることを妨げない。

② 級位は、剣道称号・段位審査規則（平成12年4月1日施行）に規定する初段の基準に依拠するものとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる者に与えられる。

## （加盟団体による審査等）

第3条 級位の審査及び授与は、全剣連会長が、加盟団体に委任して行う。ただし、加盟団体が、当該加盟団体に登録する団体に委任することを妨げない。

② 前項の審査及び授与は、この規則によるほか、別に定めるところによる。

## （受審資格）

第4条 級位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員でなければならない。

② 前項に規定するもののほか、級位を受審資格は、加盟団体の定めるところによる。

## （審査方法等）

第5条 一級から三級までの審査は、別に定める実技について行う。

② 前項に規定するもののほか、級位審査の方法及び運営並びに級位の授与（証書の授与を含む。）及び登録は、加盟団体の定めるところによる。

③ 級位の審査料及び登録料は、加盟団体の定めるところによる。

## 附則

### （施行期日）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

## 級位審査実施要領

剣道級位審査規則第5条第1項の「実技」は、次の各号で定めるところにより行うものとする。

### 1 一級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」

### 2 二級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」

### 3 三級

剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」

## 級・審査会での

### 『木刀による剣道基本技稽古法』の導入について

神奈川県剣道連盟・審査部

「3級以上の級審査」では、『木刀による剣道基本技稽古法』（以下『稽古法』）を導入することが決定し、通知されています。実施時期は、21年10月からになっておりますが、経過措置の期間がありますので、神奈川県の全支部が揃って実施するのは、（平成22年）4月からになります。

「級の審査会」につきましては、その実施は各支部にお任せしていますが、『稽古法』をどのように級審査に取り入れてゆくか、問い合わせも有りますので、簡単な説明を致します。

神奈川県剣道連盟では、この『稽古法』を、形講習会の際に出来るだけ多くの時間を割いて、指導者の皆さんに勉強していただく機会を作っています。

平成21年10月24日（土）には、全支部から各4名の級・審査員に集まっていただき、『稽古法』について、1日勉強していただきました。

講習を受けた皆さん、及び社会体育指導員の資格をお持ちの方は、子供達や初心者の方に、適切な指導を広くお願いいたします。

講習会以外で、この『稽古法』を知りたい人には、次のような方法があります。

- 1、『稽古法』の写真付き解説書、及びDVDが全日本剣道連盟から出ています。  
個人で直接、全剣連からインターネット購入ができます。  
支部でまとめて購入するときには、県剣連に申し込みも可能です。
- 2、パソコンで、『木刀による剣道基本技稽古法』と打ち込み、【検索】をクリックすると、YouTubeに収録されている、沢山の動画で見ることが可能です。  
その中でも、次の動画は見やすく参考になるようです。

<http://www.youtube.com/user/ZennipponKendoRenmei>

## 「級・審査会」実施の際の『稽古法』について

- 1、3級は、基本1～4まで。  
2級は、基本1～6まで。  
1級は、基本1～9までの全てを行わせてください。
- 2、その際、初段審査を前にして、今まで同様「日本剣道形」も行わせるかどうかは、支部の実情で決めて構いません。
- 3、座礼は省略して、立礼から始め立礼で終了して構いません。
- 4、何組で行うかは、会場の広さと受審者数の兼ね合いです。しかし、安全上隣の人と十分な間隔を確保する。また審査員や立会い係りの目が行き届く範囲で行うことなどに留意してください。
- 5、実技審査合格者のみでなく、受審者全員に行わせて構いません。
- 6、「元立ち」「掛かり手」を明確に指定して、間違える人が出ないように、配慮してください。
- 7、指定された「元立ち」「掛かり手」どちらか片方を行わせ、終了させて構いません。
- 8、「各基本技」が始まる前に、係員が大きな声でその内容を告げて、間違えた人による危険性が生じないように、配慮をしてください。  
例えば、  
『基本1、一本打ちの技、「面」「小手」「胴」「突き』と告げてから始めさせる。その告知内容は、『稽古法』解説書の5頁にある〈2、構成〉の内容が適切です。
- 9、木刀は、多数の準備がされている支部は、それを貸し与えて結構ですが、子供や初心者に「竹刀は日本刀」であるとの観念を持たせるためにも、自分に合った木刀を準備させるのが良いでしょう。

その他、問い合わせ事項がありましたら、遠慮なく申し出てください。

以上

(受審資格)

第16条 段位を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならぬ。

- 1 初段 一級受有者で、審査当日満13才以上の者
- 2 二段 初段受有後1年以上修業した者
- 3 三段 二段受有後2年以上修業した者
- 4 四段 三段受有後3年以上修業した者
- 5 五段 四段受有後4年以上修業した者
- 6 六段 五段受有後5年以上修業した者
- 7 七段 六段受有後6年以上修業した者
- 8 八段 七段受有後10年以上修業し、年齢46歳以上の者

① 様式短冊

② 様式短冊

② 次の各号のいずれかに該当し、加盟団体会長が特段の事由があると認め許可し、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。

- 1 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年齢
二段	35歳
三段	40歳
四段	45歳
五段	50歳

- 2 初段ないし五段の受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初段	一級受有者
二段	初段受有後3か月
三段	二段受有後1年
四段	三段受有後2年
五段	四段受有後3年

全剣連より各都道府県  
剣道連盟に通じおろす。

(廃止)

受審段位	修業年限
六段	五段受有後2年
七段	六段受有後3年
八段	七段受有後5年

③ 様式短冊

(段位の昇進資格)

- 第14条 規則第16条第1項第1号の「一級受有者」とは、級位審査規程により一級に合格した者をいう。
- ② 規則第16条第2項第1号の、「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していること認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、受審することができなかつたような場合をいう。
- ③ 同号の受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。
- ④ 前項の審査は、受審した段位についてののみ合否を決定するものとする。
- ⑤ 規則第16条第2項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会および加盟団体が主催する大会等で成績の成績を収め、かつ、技師が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。
- ⑥ 規則第16条第2項第1号および第2号の受審は、当分の間1回限りとする。
- ⑦ 規則第16条第2項第3号に定める修業年限は、本人の有利となるように超算するものとする。

<受審資格>

六～八段で60才以上の方の(持)列  
(修業年限の短縮)制度は廃止となりました。

<修業年限>

次段と受審する場合、現段位受審地  
と異なる受審地で受審すると修業年限  
不足となる場合があります。確認して下さい。

支部長殿

平成 24 年 2 月 16 日  
神奈川県剣道連盟

東日本大災害による審査登録年月日変更に伴う処理に関して

- ◎ 居合道(初段～五段)： 武道館 4月03日 ⇒ 5月15日 県立橋本高校
- ◎ 剣道(初段～三段)： 武道館 4月29日 ⇒ 5月29日 武道館  
(横浜市)

掲記の件に関し、平成23年4月の昇段審査会が <東日本大震災> の影響で<5月開催> となり、全剣連への合格者登録も <5月登録> になりました。今年度の審査会は、元に戻って <4月開催> となりますが、通常ですと、23年5月前段合格から次段受審までの修行年限未達(1ヶ月不足)が生じ受審できません。しかしながら、大震災のための延期であり、その対応として全剣連より次の指示がありました。

段位審査規則 <第16条の特例> を適用

従いまして、従来通り <4月受審> が可能となりましたので各支部に連絡させていただきます。

尚、<第16条の特例>は、神奈川県内の審査会に限って適用され、神奈川県から転出され他の都道府県で昇段審査を受審される方々には適用されません。<登録年月日 5月>がそのまま、合格登録年月日となりますのでご承知置き下さい。

その他、ご不明な点がありましたら <神奈川県剣道連盟 審査部> までお問い合わせ下さい。

神奈川県剣道連盟

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番地1  
〒221-0835 相鉄・岩崎学園ビル307号  
電 話 045-321-6175  
F A X 045-321-6176

以上

# 平成27年度審査(前期・後期)

## < 剣道段審査 学科試験問題 >

### < 提出 >

各自が事前に解答を記入した「答案」を持参し、実技審査合格後に受審者番号を記入して審査員に提出する。

用紙サイズ：A4縦（縦 297mm × 横 210mm）

### < 注意事項 >

- (1) 解答を記入した「答案1枚」を審査会当日持参する。
- (2) 解答は「**A4サイズ**」の用紙(白・無地・罫線入りも可)1枚を縦に使用し、横書きとする。
- (3) 答案用紙の上部(用紙の一番上)に「受審段位」「氏名」を記入し、その横に当日「受審者番号」を記入する。
- (4) 黒鉛筆・黒ボールペンを使い自筆とする。  
パソコンで作成又は、コピーした答案は無効とする。
- (5) 実技審査合格者発表後に提出できない場合は「不合格」とする。

・合否の判定は「形審査終了後」に発表いたします。

(受審段位)	(氏名)	(受審番号)
	※ .....	.....
	.....	.....
	.....	.....
	※ .....	.....
	.....	.....
	.....	.....
	.....	.....

< 書ききれない場合は「裏面」  
に書いて下さい >

※ A4 用紙以外に書いた人は、提出時間までに書き直して下さい。

### 記

- |   |
|---|
| <b>27年度：初 段</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・あなたが「剣道を始めた理由」を書きなさい。</li><li>・「使ってはいけない竹刀」とは、どのような竹刀ですか説明しなさい。</li></ul>        |
| <b>27年度：二 段</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・剣道で「礼儀を大切に理由」について述べなさい。(三段と共通問題)</li><li>・「有効打突」について説明しなさい。</li></ul>            |
| <b>27年度：三 段</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・剣道で「礼儀を大切に理由」について述べなさい。(二段と共通問題)</li><li>・「基本打突や技の練習で注意すること」を3項目書きなさい。</li></ul> |
| <b>27年度：四 段</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「剣道が上達する為の要件」を述べなさい。(五段と共通の問題)</li><li>・「懸待一致」について説明しなさい。</li></ul>              |
| <b>27年度：五 段</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「剣道が上達する為の要件」を述べなさい。(四段と共通の問題)</li><li>・「四戒」について説明しなさい。</li></ul>                |

※ 社会体育指導員<初級認定者>は 五段の学科試験が<免除>になりました。  
答案提出時 <認定書のコピー> に<受験段位・受験番号>を記入して提出して下さい。

## 平成27年度 前期 審査会

地区	日 程	場 所
相模原	平成27年4月19日(日)	相模原市立北総合体育館
川 崎	平成27年4月26日(日)	幸スポーツセンター
横 浜	平成27年4月29日(水)	神奈川県県立武道館
湘 南	平成27年5月10日(日)	寒川町総合体育館
小田原	平成27年5月24日(日)	小田原スポーツ会館
横須賀	平成27年8月 9日(日)	北体育館

四、五段	平成27年5月24日(日)	神奈川県県立武道館
神奈川県 称号審査	平成27年9月 5日(土)	神奈川県県立武道館

## 平成27年度 後期 審査会

地区	日 程	場 所
小田原	平成27年10月18日(日)	小田原スポーツ会館
川 崎	平成27年10月25日(日)	高津スポーツセンター
相模原	平成27年11月 1日(日)	相模原市立総合体育館
湘 南	平成27年11月 1日(日)	寒川町総合体育館
横 浜	平成27年12月13日(日)	神奈川県県立武道館
横須賀	平成28年 2月11日(木)	北体育館

四、五段	平成27年11月23日(月)	神奈川県県立武道館
神奈川県 称号審査	平成28年 2月14日(日)	神奈川県県立武道館

# ① 様式

## 男子用

受験段位 ( 二 段 )

全剣連番号 ( XXXXXX )

フリガナ カガワ タロウ  
氏名 ( 神奈川 太郎 )  
改姓の人、旧制を朱書

( 昭和 五 年 十 月 十 日 生 )  
( 満 十 才 )

住所及び電話番号

( 〒XXX-XXXX )  
( 横 浜 市 XX 郡 )  
( XXX )  
( / - / 番地 )  
( TEL 045-XXX-XXXX )  
( 職業又は学校名 XX 中学校 )  
( 受審日の 学年 )  
学籍記入 → ( 三 )

現段級受領年月日、場所

( 他県取得者は県名 )  
( 初 年 XX 月 XX 日 )  
( 年 県 )

審査担当者又は事務局長  
確認責任者氏名、印  
( XXXX ) ( 印 )

実 技 ..... 合 : 否  
形 ..... 合 : 否  
学 科 ..... 合 : 否

申込支部

( XX 区 )  
受 験 番 号

## 男子用

受験段位 ( 二 段 )

氏 名  
神 奈 川 太 郎  
マジックか墨でカッコニはいにかくこと。

申込支部

( XX 区 )  
受 験 番 号

①初段～五段申込書(短冊)

女性;橙色  
男性;緑色

②全剣連番号必ず記入してください。  
不明の場合は、県連に  
お問い合わせください。

③現段位を他府県で取得された方

(1)免状のコピー

(2)理由書

で、確認の上、確認責任者氏名  
(支部審査担当者又は、事務局長)  
を記入、捺印

(1)(2)支部にて保管

④外国で取得された方

(1)免状のコピー

(2)理由書

(3)剣道手帳のコピー

申込書(短冊)に添付して提出してください。

\*全剣連に提出し全剣連国際部で確認  
承認後全剣連番号が付与されます。

県連に全剣連番号通知あり次第支部へ  
連絡いたします。

⑤現段級受領年月日の確認

免状等確認して正確な現段受領年月日を  
記入。

⑥四、五段特別推薦書

受審前に県連に提出し、幹部会の承認を受け  
(様式添付)

⑦確認責任者は(支部審査担当者又は

事務局長)記入内容について

確認をお願いいたします。

**「必ずご本人が楷書で記入してください」**



(前段を隣県で取得した者のみ)

# 理由書

全日本剣道連盟から、「越境受験の禁止」について厳達がきております。

特に前段を隣県で取得している者の中に多くみられる為、全剣連では前段の隣県取得者については厳しく調査され、これが越境受験で合格したとみなされた場合、取消処分にされています。従って今回も合格者段位登録申請書が全剣連へ到着次第、隣県関係のある者については、その理由について受験を受理した県へ照会してまいります。その際すぐ回答のできるよう、下記項目の(カッコ)内へ該当事項を正確に記入しておいて下さい。

## 記

1. 今回の受験日と受験番号 (平成 年 月 日, 番).
  2. 氏名 ( ) 3. 生年月日 (昭和 年 月 日)
  4. 現住所 ( )
  5. 同電話番号 ( - - )
  6. 現勤務先〔学生は学校〕の名称及び所在地 ( )  
( )
  7. 同上電話番号〔不明なら省略して可〕 ( - - 内線 ( )
  8. 主たる剣道の活動場に於ける指導の先生、なければ責任者名 ( )
- A・前段取得時以降、住所または勤務先〔学校〕の変わった者のみ記入する。
1. 前段取得時の住所 ( )
  2. 前段取得時の勤務先〔又は学校〕の名称及び所在地 ( )  
( )
  3. 前段取得当時の住所から現住所へ移転した者 (昭・平 年 月頃転居)
  4. 同じく勤務先又は学校を転勤・転校した者 (昭・平 年 月頃移転)
  5. 変更の ( )  
理由 ( )  
( )  
( )
- B・前段を他県で取得し、その後住所や勤務先の〔又は学校の〕変更もなく本県で受験した者のみ記入する。
1. 本県での ( )  
受験理由 ( )  
( )  
( )  
( )  
( )

\_\_\_\_\_  
支部  
会長 印

下記の者は、当支部発展の為多大なる貢献をしておりますので、ここに特別推薦するものです。

＜ 四段・五段 審査会 特別推薦書 ＞

受審段位   段

氏 名	( 男 ・ 女 )	(全剣連番号: _____)
生年月日	大 昭 平 年 月 日 ( 才 )	(職 業: _____)
現住所	〒 _____ 電話: _____ 携帯: _____	
前段取得	大 昭 平 年 月 日	取得場所: _____
受審回数	_____ 回	
県・支部に対する貢献度		
推薦理由		

\* 推薦人員は、四・五段を含めて(川崎支部:3名以内 横須賀支部:2名以内 他は:1名)

\* 特別推薦に適格者を認められない場合は無理に推薦しない。

- ① 県・支部にどのような貢献をどれほどしたか。具体的に記入して下さい。
- ② ただ熱心によく稽古しているだけでは推薦の理由とならない。

# 連名簿

B5版

## ( 段 ) 受験申込み連名簿

										No.	
										氏名	
										学年 年令	
満年 月 年日	経過年数 前段取得 年月日										
										取得場所	
有・無	写										
											No.
											氏名
											学年 年令
満年 月 年日	経過年数 前段取得 年月日										
										取得場所	
有・無	写										

受験申込者数 ( 名 )

支部

申込記載者名

印

- 記入要領
1. 中高生は低学年から、大学・一般は若い年齢順から記入。
  2. **女子は、同段男子の次に行間を空けず赤のペンで朱書き。**
  3. 学科、剣道形再受審者は同段女子の次に「**学科再受審**」又は「**剣道形再受審**」と**朱書き**し、受審者名を男子は黒、**女子は朱書き**。
  4. 弐段以上の受審者は、前段取得が県内・外にかかわらず、年月日及び経過満年数を記入し、場所については他県取得者のみ、その県名を記し、写、又は証明書の添付ある者は写欄の有を○で囲む。
- ※初段から順に綴じれるように穴部を揃えてホチキスで2箇所とめる。

(審査員の責務)

第7条 審査員は、審査に当たり、いかなる称号、段位においても、常に公正、適正、かつ、公平であらねばならない。

② 審査員は、その任務の重要性を自覚し、審査の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

(審査員の責務)

第6条の2 審査員は、規則第7条の責務を全うするため、その公正、公平を疑われるような、いかなる言動も慎まなければならぬ。

② 審査員は、何人を問わず審査に支障をおよぼすおそれがあると疑われるいかなる財産上の利益の供身、若しくは供応接待を受けてはならない。

③ 審査員は、審査に利害関係を有する者と審査に公正が疑われるような方法で談見または交信してはならない。

④ 審査員は、いかなる審査会においてもみだりに他の審査場に入入りし、また他の審査員に対し特定の受審者を益しまたは害するがごとき言動をしてはならない。

⑤ 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならぬ。

第2章 称号の審査

(付与基準)

第8条 称号は、剣士、教士および範士とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- 1 剣士は、剣理に熟達し、職員優良なる者
- 2 教士は、剣理に熟達し、職員優秀なる者
- 3 範士は、剣理に通曉、成熟し、職員卓越、かつ、人格徳操高潔なる者

(称号の付与基準)

第7条、規則第8条に定める付与基準は、剣道称号・段位審査要領(以下「実施要領」という)を参考とする。

(受審資格) 様式短冊②に記入

第9条 称号を受審しようとする者は、加盟団体の登録会員であつて、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 剣士 六段受有者で、六段受有後、別に定める年限を経過し、加盟団体の選考を経て加盟団体会長より推薦された者
- 2 教士 剣士七段受有者で、七段受有後、別に定める年限を経過し、加盟団体の選考を経て加盟団体会長より推薦された者
- 3 範士 教士八段受有者で、八段受有後、8年以上経過し、加盟団体の選考を経て加盟団体会長より推薦された者、ならびに全剣連会長が適格と認められた者

②、五段受有者で、加盟団体の選考において、第8条第1号の基準に達していると認められ、特に加盟団体会長より推薦された者は、前項第1号の規定にかかわらず、剣士の称号を受審することができる。

(称号の受審資格)

- 第8条 規則第9条第1項第1号の「別に定める年限」は、当分の間1年とする。
- ② 同項第2号の「別に定める年限」は、当分の間2年とする。
- ③ 同条第2項に定める剣士の称号を受審することができる資格は、五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上の者とする。

## 神奈川県称号審査会（剣道 錬士・教士）要項

### 錬士号

#### 受審資格

- ◎ 六段 取得後 1年 を経過した者  
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
  - ① 日本剣道形 3回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
  - ② 審判法 3回 以上
  - ③ 指導法(合同稽古会) 5回 以上
  - ④ 審判経験 2回 以上 支部大会以上の審判・県剣連後援大会の審判・警察官大会  
学校関係の審判（関東学連・神奈川学連・高体連・中体連）
- ◎ <特例>五段取得後 10年以上 経過し 年令 60才以上の者  
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
- ◎ 六段取得後 1年 を経過した者で、全剣連社会体育指導員資格（中級・上級）認定者は  
全剣連の<小論文提出>が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

#### 神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回・副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 打太刀・仕太刀 両方 を行う。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に提出する「小論文」作成方法について(当日開催)  
社会体育指導員資格（中級・上級）認定者を除く全員出席のこと

### 教士号

#### 受審資格

- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過した者  
受審日以前2年間に「県剣道連盟」主催以上の講習会に参加し ①～④ の条件を満たしていること
  - ① 日本剣道形 3回 以上 但し、社会体育指導員（中級・上級）認定者は <出席免除>
  - ② 審判法 3回 以上
  - ③ 指導法(合同稽古会) 5回 以上
  - ④ 指導歴を提出 支部会長の承認が必要
- ◎ 錬士七段受有者で、七段取得後2年を経過し、全剣連社会体育指導員資格（上級）認定者は  
全剣連の「学科試験」が免除されます。 但し、②～④ の条件を満たしていること

#### 神奈川県 審査会

- ① 審判実技 : 主審1回・副審2回 を行う。
- ② 日本剣道形 : 形の何本目かを指定し、解説・実施させる。
- ③ 講習会(座学: 全剣連の称号本審査に向けての、学科試験の取り組み方について(当日開催)  
社会体育指導員資格（上級）認定者を除く全員出席のこと。

#### 中止となった剣道形講習会の受講履歴の扱いについて

雪のため中止となった剣道(剣道形)講習会(H26.2.15)に受講申し込みをしていた者は、神奈川県称号審査会の受審資格の日本剣道形の出席1回と認定する。

対象者は称号受審時の受審申告書の該当箇所に「H26.2.15申込」と記入する事。

神奈川県剣道連盟 審査要項

平成13年04月01日 制定  
 平成16年06月24日 改定  
 平成17年12月15日 改定  
 平成20年12月04日 改定  
 平成23年12月01日 改定  
 平成24年04月01日 改定  
 平成26年12月01日 改定

＜剣道 錬士・教士 審査受審規程＞

＜神奈川県剣道連盟 審査規程＞

		＜全剣連＞			＜審査規程＞	
称号	受審資格	受審日以前 [2年間] に県剣道連盟主催以上の講習会に参加し、 剣道手帳に規程回数を受講印のある者 (錬士・教士 共通)			審査規程	
		日本剣道形講習会	審判法講習会	指導法 (合同稽古会)	審判経験 指導歴	
錬士	六段取得後 1年を経過した者	3 回以上	3 回以上	5 回以上	「審判経験」 2回以上 ・支部大会以上 ・県剣連後援大会 ・警察官大会 ・学校関係 (関東学連) ・(神奈川県) ・(高体連) ・(中体連)	論文提出
	＜特例＞ 五段取得後 10年を経過 年令 60才以上の者	3 回以上	3 回以上	5 回以上		論文提出
	六段取得後 1年を経過した者で、 全剣連 社会体育指導員資格(中、上級)認定者	＜免 除＞	3 回以上	5 回以上		論文提出 ＜免 除＞
教士	錬士七段取得者で、七段取得後 2年を経過した者	3 回以上	3 回以上	5 回以上	「指導歴」 受審申請書類に記入し 各支部会長の承認を受ける	学科試験
	錬士七段取得者で、七段取得後 2年を経過し、 全剣連 社会体育指導員資格認定者	社会体育 中級、上級 ＜免 除＞	3 回以上	5 回以上		社会体育上級 ＜免 除＞

＜神奈川県称号審査会(剣道 錬士・教士) 審査項目・講習会＞

区分	日本剣道形	審判法	講習会(座学)
錬士	(打太刀・仕太刀)両方を行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	全剣連審査に向けての講習を 全員受講
教士	指定された何本目かを 解説しながら行う	(主審：1回)(副審：2回)を行う	社会体育(中・上級)認定者 ＜免 除＞ 社会体育(上級)認定者 ＜免 除＞

平成 年 月 日

受審者 印  
( 啓 )

### 剣道錬士・教士称号審査会 受審申告書

神奈川県剣道連盟会員証・講習会終了証を添えて下記事項を申告します

全剣連番号 :  
 生年月日 : 大・昭・平 年 月 日 ( 才  
 現段位取得日 : 段大・昭・平 年 月 日 登録 都道府県  
 錬士号取得日 : 大・昭・平 年 月 日 登録 都道府県<sup>1</sup>

◎ 受審申し込み以前 1年間 の講習会受講状況

剣道形 : 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 審判法 : 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 指導法 : 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)

◎ 大会審判状況(錬士受審者のみ記入)

平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)  
 平 年 月 日( 主権) 平 年 月 日( 主権)

◎ 指導状況(教士受審者のみ記入)

指導場所名称 : 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回  
 指導場所名称 : 対象 小・中・高生・一般 週 回 月 回

◎ 全剣連主催講習会(社会体育指導員講習会 中級以上を含む) 受講状況 過去 年以内

平 年 月 日( 主権)  
 平 年 月 日( 主権)

上記内容を承認します

支部剣道連盟会長

氏名

印

申請番号

全剣連称号・段位様式第 4 号  
平成 年 月 日

\*都道府県剣道連盟で記入する。

\*申請番号は若年順に記入する。

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

### 教士 受審申請書 (本人用)

※ 試験会場

\*該当するものに○印をする。

※社会体育上級認定者（追認者除く）は  
上記試験会場の記入は不要。

(申請都道府県剣道連盟)

神奈川県 剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段位審査規則[第9条第1項]に基づき、  
余り 道 教士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名

印

(旧姓)

2 生年月日

年	月	日生	年齢満	歳
---	---	----	-----	---

3 性別

男 ・ 女

4 取得称号・段位

称号	錬士	段位	段
取得年月	年 月	年 月	年 月
登録県名	登録県名	登録県名	登録県名

取得年月

登録県名

顔写真を貼って  
から提出してく  
ださい  
(3 cm × 4 cm)

5 全剣連番号

6 住所

7 電話番号

携帯番号

8 職業

現職		前職	
----	--	----	--

※出来るだけ具体的にお書きください。(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育  
上級認定年月

平成 年 月 認定

※上級認定者のみ記入

[剣 歴] ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する。



**特例錬士**

- 1. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

\*該当するものに○印をする。

**錬士 受審申請書 (本人用)**

(申請都道府県剣道連盟) **神奈川県 剣道連盟**

今般、全日本剣道連盟称号・段位審査規則[第9条第2項(五段受有者)]に基づき、道錬士を受審いたしたく下記申請いたします。

記

1 受審者氏名	フリガナ [ ] [ ] 印 (旧姓)	フリガナ [ ] [ ]
2 生年月日	年 月 日生	年齢満 歳
3 性別	男 ・ 女	
4 取得段位	段位   五段	
取得年月	年 月	
登録県名	登録県名   [ ]	
5 全剣連番号	[ ]	
6 住所	〒 [ ]	
7 電話番号	[ ]	携帯番号 [ ]
8 職業	[ ]	
9 賞罰の有無	[ ]	
10 全剣連社会体育 中級認定年月 ※認定者のみ記入。	平成 年 月 認定	

全日本剣道連盟  
 会長 張 富士夫 殿

**特例 錬士**

1. 剣道
2. 居合道
3. 杖道

\*該当するものに○印をする。

神奈川県 剣道連盟

会長 小林 英雄 印

錬士候補者推薦書

今般、下記の者を全日本剣道連盟称号・段級位審査規則[第11条第2項(五段受有者)]に基づき錬士候補者として特に推薦いたしますので、審査願います。

フリガナ 氏名				全剣連番号		
				性別		[職業]
生年月日	年	月	日	満	歳	
本籍						
現住所	〒			[連盟役員]		
				[最終学歴]		
五段取得 年月日	年	月	日	五段取得 剣道連盟		
[職歴]						
[剣歴]						
[斯道への功績]						
[剣連認定講習会実績]						
[推薦の特別な理由]						

◎楷書・箇条書で正確にこの用紙内に記入してください。

# 審査関係 受審料 (平成26年7月1日～平成27年5月31日)用

平成26年7月17日

神奈川県剣道連盟

## (審査料)高校生、一般対象

段位・称号	金額 (本人支出)	内 訳		
		全剣連	県剣連	支部交付金
初段	4,324	324	3,000	1,000
二段	5,324	324	4,000	1,000
三段	6,324	324	5,000	1,000
四段	10,540	540	8,000	2,000
五段	12,540	540	10,000	2,000
六段	15,080	7,080	6,000	2,000
七段	17,080	8,080	7,000	2,000
八段	20,080	9,080	8,000	3,000

## (再受審料) 前回の審査で学科・剣道形の不合格者

段位・称号	金額 (本人支出)	内 訳		
		全剣連	県剣連	支部交付金
初段	2,324	324	1,000	1,000
二段	3,324	324	2,000	1,000
三段	4,324	324	3,000	1,000
四段	6,540	540	4,000	2,000
五段	7,540	540	5,000	2,000
六段				
七段				
八段				

・剣道六段～八段(実技合格・剣道形不合格)の方の再受審については、全剣連より直接ご本人に連絡が行きます。  
・居合道・杖道の再受審制度はありません。

錬士	15,000	7,000	7,000	1,000
教士	22,000	10,000	9,000	3,000
範士				

錬士				
教士				
範士				

・錬士・範士の再受審制度はありません。  
・教士の学科試験で不合格となった科目の再受験については、全剣連より直接ご本人に連絡が行きます。

注) ① 県称号予備審査会の審査料は(県剣連 + 支部)です。予備審査会で合格された方は当日会場で(全剣連)受審料をお支払い下さい。

## (審査料)中学生対象

段位・称号	金額 (本人支出)	内 訳		
		全剣連	県剣連	支部交付金
初段	4,000		3,000	1,000
二段	5,000		4,000	1,000

## (再受審料) 前回の審査で学科・剣道形の不合格者 中学生対象

段位・称号	金額 (本人支出)	内 訳		
		全剣連	県剣連	支部交付金
初段	2,000		1,000	1,000
二段	3,000		2,000	1,000

# 審査関係 登録料

## (登録料)

段位・称号	一般の方			
	金額 (本人支出)	内 訳		支部交付金
		全剣連	県剣連	
初段	5,300	2,300	3,000	
二段	7,000	3,000	4,000	
三段	9,000	4,500	4,500	
四段	13,000	6,000	7,000	
五段	19,000	9,000	10,000	
六段	37,000	22,500	12,000	2,500
七段	57,000	37,500	16,500	3,000
八段	90,000	52,500	33,500	4,000
錬士	55,000	30,000	19,000	6,000
教士	70,000	45,000	19,000	6,000
範士	100,000	75,000	19,000	6,000

段位・称号	70才以上の方(全剣連・県剣連の登録料が半額となります)			
	金額 (本人支出)	内 訳		
		全剣連	県剣連	支部交付金
初段	2,650	1,150	1,500	
二段	3,500	1,500	2,000	
三段	4,500	2,250	2,250	
四段	6,500	3,000	3,500	
五段	9,500	4,500	5,000	
六段	19,750	11,250	6,000	2,500
七段	30,000	18,750	8,250	3,000
八段	47,000	26,250	16,750	4,000
錬士	29,000	15,000	8,000	6,000
教士	36,500	22,500	8,000	6,000
範士	52,500	37,500	9,000	6,000

\* 75才以上の方の登録料は全額 県剣連連盟 が負担します。

支部交付金は県剣連より各支部へお支払いいたします。

# 審査関係 書類発行 振込先

平成26年7月17日

## 各種証書類の発行

免状再発行

**(現会長：張 富士夫 名の免状)**

**(現会長 以前の会長名の免状)**

免状用紙の在庫はありません  
代わりに 取得証明書(A4用紙)  
の発行となります。

段位称号  
取得証明書

(全剣連発行)の取得証明書

**直接<全剣連>にお申し込み下さい**  
**県剣連では受け付け出来ません**

神奈川県連  
発行の  
取得証明書

他府県へ移転されて昇段審査を  
受ける際に、免状のコピーではなく  
神奈川の会員であったことを証明  
する書類の提出を求められる場合

種類	金額 (本人支出)	内 訳
支部経由の申請	2700	全剣連
県外からの申請	2700	2,700

所定の用紙にご記入の上、県剣連にお申し込み下さい。  
県剣連より支部にお届け、又はご本人に直送いたします。

<全日本剣道連盟> 窓口：登録係 電話：03-3234-6271 FAX：03-3234-6007 <a href="http://www.kendo.or.jp/#all">http://www.kendo.or.jp/#all</a>	864円 + 宅急便(着払い) 宅急便料金は全日本剣道連盟のHPを 参照願います。地域によって送料が違います
---	--

県剣連にお申込みください。  
県剣連よりご本人に直送いたします。

## 審査関係 振込口座

<振込法>		ゆうちょ銀行以外 他の金融機関から振込む場合
振込先	ゆうちょ銀行より 振込む場合	ゆうちょ銀行
通帳記号	ゆうちょ銀行 10210	店番号：028
預金種目	---	普通預金
口座番号	70318491	7031849 末尾(1)は不要
口座名	カナガワケンケンブレンメイ	

## 神奈川県剣道連盟

〒221-0835  
横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番地1  
総鉄・岩崎学園ビル 307号  
電話：045-321-6175  
FAX：045-321-6176